

日医発第 1948 号（健Ⅱ）

令和 8 年 3 月 6 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
笹 本 洋 一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令の公布について

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長より各都道府県知事等宛に標記の通知が発出されるとともに、今般、本会宛に周知方依頼がございました。

結核に係る定期健康診断については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 7」にて、健康診断の実施者は各保健所を經由して都道府県知事に通報又は報告することとされています。

本通知は、通報又は報告の期間を定めた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 27 条の 5」の内容を、毎月取りまとめ翌月 10 日までに報告するものから、報告期間を毎年 4 月 1 日から翌年の 4 月 10 日までと改正するものです。

なお、施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日とされております。

本改正は、「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を受け、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、厚生科学審議会結核部会の審議を経て実施されております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等へのご周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡  
令和8年3月5日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部感染症対策課  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令の公布について

平素より感染症対策の推進に御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

今般、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」(令和8年2月3日付け感発 0203 第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)を、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛てに通知したところです。

つきましては、別添(写)について、都道府県医師会及び貴会会員への周知につき、特段の御配慮方よろしくお願いいたします。

感 発 0 2 0 3 第 1 号  
令 和 8 年 2 月 3 日

各 

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局  
感 染 症 対 策 部 長  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令の公布について（公布通知）

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第10号）が別添のとおり公布されたところです。改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用にご配慮願います。

記

1 改正の趣旨

健康診断実施者は、結核定期健康診断の結果を1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに都道府県知事に通報又は報告することとされているが、

- ・ 「令和5年地方分権改革に関する提案募集」において、結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限の見直しが提案されたところ、
- ・ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、現行の月1回から頻度を減らすことについて検討し、令和6年度中に結論を得ることとされ、
- ・ 令和6年12月26日第12回厚生科学審議会結核部会にて、罹患率の推移状況と自治体へのアンケート結果を踏まえ、提案どおり「当該年度分を取りまとめ、翌年度の

4月10日まで」とする結論を得た  
ことから、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の概要

- 規則第27条の5第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第2項について、「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに」通報又は報告するものとされているところ、「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに」通報又は報告するものとする。
- その他所要の経過措置を設ける。

## 3 施行期日

令和8年4月1日

○厚生労働省令第十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の七第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（健康診断の通報又は報告）</p> <p><b>第二十七条の五</b> 定期の健康診断の実施者（次項において「健康診断実施者」という。）は、法第五十三条の二の規定によって行つた定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに、法第五十三条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2 健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（健康診断の通報又は報告）</p> <p><b>第二十七条の五</b> 定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第五十三条の二の規定によって行つた定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2 健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>

附 則

1 （施行期日）

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2 （経過措置）

この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十七條の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、この省令の施行の日以降に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十七條第一項及び第二項の規定によって行つた結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断、同法第五十三條の二の規定によって行つた定期の健康診断並びに同法第五十三條の四及び第五十三條の五の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について適用する。